

令和6年度横浜型プロボノ事業業務委託 提案書評価基準

1 基本的な評価事項

受託候補者の特定にあたっては、本市にとって最適な事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式を採用し、評価点の最も高い提案者を受託候補者とします。

2 評価点

提案書の内容及びヒアリングの内容を合わせて評価し、評価点を与えます。

評価委員1人あたりの評価点の満点は130点とします。

3 評価点の最も高い者が2者以上あるときの対応

該当者のうち、評価項目1～3の合計点が高い者とします。

これも同点となったときは、委員長を除く評価委員の投票で多数決により、当該同点者の順位を決定します。票数が同数の場合には委員長の判断により決定します。

4 評価委員会を欠席した評価委員の評価点の取扱い

評価委員が評価委員会を欠席した場合、その評価委員の評価点は無効とします。

5 評価方法

(1) 評価項目1から3（表1参照）について

ア 各評価項目について、A、B、Cの3段階評価を行います。

イ 各評価項目における評価点は、以下の通りとします。

配点10点の項目の場合、A=10点、B=6点、C=0点

配点5点の項目の場合、A=5点、B=3点、C=0点

配点1点の項目の場合、A=1点、B=0点（C評価はなし）

(2) 同種又は類似業務の経験については、その認定範囲を明確にし、要請書に記載すること。

(3) 各評価項目の評価の視点は表2のとおりとする。

6 失格事項

いずれかの評価項目の評価点が0となったもの（項目1、2、及び3のみ）、又は、評価委員の持ち点の合計の60%を基準点とし（評価委員6人がヒアリングに出席した場合の満点は780点、基準点は468点）、基準点に達しないものとします。

なお、いずれかの評価項目の評価点が0とは、評価項目、又は評価の着目点の評価において、評価委員のうち3人以上が評価点を0とした場合とします。

7 その他

すべての評価項目を絶対評価により採点します。

【表1】 基本的評価事項

評価項目 (最高配点)	評価の着目点	基準	採点		
		配点	評価	評価の換算式	評価点
(例)	(1) プロボノ事業について精通しているか。	10	B	$10 \times 3 / 5$	6
1 会社の 業務実績 (最高 15 点)	(1) 同種又は類似業務（プロボノ関連業務）の実行、あるいは実行支援の実績の内容（過去 10 年間）	10			
	(2) ウェブシステムやホームページ等の作成・運用に関する知識や技術を有しているか。	5			
2 業務の 実施体制 (最高 20 点)	(1) 本業務管理者における、同種又は類似業務（プロボノ関連業務）の実行、あるいは実行支援の実績の内容（過去 10 年間）	10			
	(2) 本業務管理者以外の作業担当者における、同種又は類似業務（プロボノ関連業務）の実行、あるいは実行支援の実績の内容（過去 10 年間）	10			
3 業務実施 方針及び 取組意欲等 (最高 90 点)	(1) 国が実施する高齢者に対する保健福祉施策（介護予防・生活支援サービス事業、生活支援体制整備事業等）について、十分理解しているか。また、提案内容にその視点が反映されているか。	10			
	(2) 横浜型地域包括ケアシステムの構築・推進における地域活動団体等を支援する意義について、十分理解しているか。また、提案内容にその視点が反映されているか。	10			
	(3) システムの運用、年間イベントの実施、打ち合わせ等も含めた具体的かつ無理のないスケジュール設定となっているか。	10			
	(4) オンラインマッチングシステムについて、実効性が期待できるものであるか。	10			
	(5) オンライン型プロボノの企画、イベントや広報のイメージを含め、プロボノ事業への参加促進が期待できる内容となっているか。	10			
	(6) 複数のプロジェクトを同時に進行するうえで、円滑に進むよう工夫がされているか。	10			

	(7) 業務実施において、プロボノワーカーと地域活動団体等に対して、トラブル時の対応の相談等、フォローの体制は整っているか。	10			
	(8) 業務に対する取組姿勢が適切、かつ意欲が感じられるか。	10			
	(9) 業務実施にあたっての人員体制や担当者の資料作成能力など業務遂行能力は十分であるか。	10			
4 ワークライフバランスに関する取組 (最高3点)	(1) 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、労働局に届け出ている。 ※ 従業員101人未満の場合のみ加算	1			
	(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画を策定し、労働局に届け出ている。 ※ 従業員301人未満の場合のみ加算	1			
	(3) 次の認定のうち、いずれか1つ以上を取得している。 ・次世代育成支援対策推進法による認定（くるみんマーク等） ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（えるぼし認定等） ・よこはまグッドバランス賞の認定 ・青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づくユースエール認定	1			
5 障害者雇用に関する取組 (最高1点)	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.3%を達成している（従業員43.5人以上）、又は障害者を1人以上雇用している（従業員43.5人未満）。	1			
6 健康経営に関する取組 (最高1点)	健康経営銘柄、健康経営優良法人（大規模法人、中小規模法人）の取得、又は、横浜健康経営認証のAAAクラス若しくはAAクラスの認証を取得しているか。	1			
合計（最高130点）		130			

【表2】 評価の視点

評価項目 (最高配点)	評価の着目点	評価			基準
		A	B	C	配点
(例)	(1) プロボノ事業について精通しているか。	優れている	十分である	十分とはいえない	10
1 会社の 業務実績 (最高 15 点)	(1) 同種又は類似業務（プロボノ関連業務）の実行、あるいは実行支援の実績の内容（過去 10 年間）	高度かつ豊富な実績がある	A・Cに該当しない	実績が 10 件未満	10
	(2) ウェブシステムやホームページ等の作成・運用に関する知識や技術を有しているか。	優れている	十分である	十分とはいえない	5
2 業務の 実施体制 (最高 20 点)	(1) 本業務管理者における、同種又は類似業務（プロボノ関連業務）の実行、あるいは実行支援の実績の内容（過去 10 年間）	実績経験が 5 年以上	A・Cに該当しない	実績がない	10
	(2) 本業務管理者以外の作業担当者における、同種又は類似業務（プロボノ関連業務）の実行、あるいは実行支援の実績の内容（過去 10 年間）	実績経験が 5 年以上	A・Cに該当しない	実績がない	10
3 業務実施 方針及び 取組意欲等 (最高 90 点)	(1) 国が実施する高齢者に対する保健福祉施策（介護予防・生活支援サービス事業、生活支援体制整備事業等）について、十分理解しているか。また、提案内容にその視点が反映されているか。	十分な理解があり、提案内容に反映されている	一定程度の理解がある	理解していない	10
	(2) 横浜型地域包括ケアシステムの構築・推進における地域活動団体等を支援する意義について、十分理解しているか。また、提案内容にその視点が反映されているか。	十分な理解があり、提案内容に反映されている	一定程度の理解がある	理解していない	10
	(3) システムの運用、年間イベントの実施、打ち合わせ等も含めた具体的かつ無理のないスケジュール設定となっているか。	十分検討されており、高く評価できる	妥当である	十分検討されていない	10
	(4) オンラインマッチングシステムについて、実効性が期待できるものであるか。	優れている	十分である	十分とはいえない	10
	(5) オンライン型プロボノの企画、イベントや広報のイメージを含め、プロボノ事業への参加促進が期待できる内容となっているか。	優れている	十分である	十分とはいえない	10
	(6) 複数のプロジェクトを同時に進行するうえで、円滑に進むよう工夫がされているか。	優れている	十分である	十分とはいえない	10

	(7) 業務実施において、プロボノワーカーと地域活動団体等に対して、トラブル時の対応の相談等、フォローの体制は整っているか。	優れている	十分である	十分とはいえない	10
	(8) 業務に対する取組姿勢が適切、かつ意欲が感じられるか。	非常に意欲があり、取組姿勢も適切である	意欲がある	意欲がない	10
	(9) 業務実施にあたっての人員体制や担当者の資料作成能力など業務遂行能力は十分であるか。	優れている	十分である	十分とはいえない	10
4 ワークライフバランスに関する取組 (最高3点)	(1) 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、労働局に届け出ている。 ※ 従業員 101 人未満の場合のみ加算	該当している	該当していない		1
	(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画を策定し、労働局に届け出ている。 ※ 従業員 301 人未満の場合のみ加算	該当している	該当していない		1
	(3) 次の認定のうち、いずれか1つ以上を取得している。 ・次世代育成支援対策推進法による認定（くるみんマーク等） ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（えるぼし認定等） ・よこはまグッドバランス賞の認定 ・青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づくユースエール認定	認定若しくは認証を受けている。	認定若しくは認証を受けていない		1
5 障害者雇用に関する取組 (最高1点)	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.3%を達成している（従業員 43.5 人以上）、又は障害者を1人以上雇用している（従業員 43.5 人未満）。	該当している	該当していない		1
6 健康経営に関する取組 (最高1点)	健康経営銘柄、健康経営優良法人（大規模法人、中小規模法人）の取得、又は、横浜健康経営認証の AAA クラス若しくは AA クラスの認証を取得しているか。	認定若しくは認証を受けている	認定若しくは認証を受けていない		1
合計（最高 130 点）					130